

財政課

直 通：092-643-3053

担 当：久光、諸藤（内線 2258）

職員による議会質問作成に関する調査結果・対応方針について

1 目的

県議会において、本来議員が作成すべき議会質問の原稿を、職員が作成していた、との執行部と議会の関係性において不適切と思われる事案が報道されたことから、職員による議会質問作成の実態について、対象者への調査を行ったもの。

- ・ 調査期間：令和 8 年 7 月 6 日～10 日
令和 8 年 7 月 14 日～21 日（追加調査）
- ・ 対象者：令和 5 年度（県議会改選）以降、知事部局本庁の課（室）長以上の職にあった現役職員 186 名（回答者：186 名）
- ・ 調査方法：匿名のアンケートを実施

2 確認された事実

(1) 質問作成に「関与」したことのあった職員の状況、その内容

※「関与」には、議員が作成した質問の「事実確認・訂正」を含まない。

※部下に作成・執筆を命じた場合は「関与」として含む。

- ・ 回答者の半数以上（96 名）が、質問作成に関与したと回答した。
- ・ 「関与」の内容は、「問（質問の核心）の部分を含む質問原稿を作成（77 名）」、「問の部分は議員から指定されたが、前語りなど問以外の部分を作成（53 名）」であった。

(2) 質問の場面、質問の提供先

- ・ 提供した質問は、「代表質問（71 名）」、「委員会質問（66 名）」、「一般質問（53 名）」で用いられた。
- ・ 提供先は、自民党県議団、民主県政県議団、公明党、新政会、少数会派であった。

(3) 質問作成の経緯、理由

- ・ 質問作成を行った経緯は、「議員からの依頼・要求（67 名）」、「会派からの依頼・要求（41 名）」、「(当時の) 上司からの指示（37 名）」、「執行部からの提供・議員に質問を依頼（24 名）」であった。
- ・ また、作成を行った理由は、「会派（議員）から依頼・要求されたら断れない（77 名）」、「答弁できない内容を質問されることを防ぐため（40 名）」、「上司から指示されたら断れない（36 名）」、「答弁を元にやりたい事業を進めやすくするため（20 名）」であった。
- ・ なお、その他として「質問内容が固まらなないと（執行部側の）勉強会に間に合わないため」、「県議会における議論をより正確で実りあるものとするため」などの回答も見られた。
- ・ 【追加調査】特定の会派への利益供与を図るために、質問を作成したとする回答はなかった。

(4) 質問作成の対応者

- ・ 質問の作成は、「自分で作成・対応した（７７名）」、「部下に対応を指示した（課長級以上３１名、課長補佐級３８名、係長級１６名）」であった。

3 法適合性に関する検証結果

- ・ 議会からの要求、上司からの指示等を断ることが出来ず質問を作成している事実は確認されたものの、職員が議会質問を作成する行為自体は、地方公務員法その他法令に抵触しない。（顧問弁護士確認済）

4 課題

- ・ 一方で、論点整理に必要な情報提供や意見交換の範囲を超えて、執行部職員が議会質問の骨子や原稿を作成することは、執行機関の活動を監視する役割を担っている議会を執行部自らがコントロールするという「監視機能の形骸化」が生まれるおそれのある状況であった。
- ・ また、執行部が質問を作成することで、政策議論の選択肢を狭め、県民により良い行政サービスを提供できる可能性を損なうおそれがある。
- ・ 質問の作成が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として執行部内に根付いており、特に、幹部職員が会派（議員）からの要求等に基づき部下職員に作成を指示していたことが「会派（議員）への配慮」を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある。

5 今後の対応

- ・ 調査結果を踏まえ、執行部職員が、会派（議員）が行う議会質問の原稿作成（質問原稿全文の作成だけでなく、会派（議員）から問の提供を受けて前語りなどを追加し、質問原稿を作り上げる行為を含む。）を行うことを禁止する。
- ・ 議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部職員による議会質問の原稿作成は行わないことについて報告を行うこととする。